

平成30年度 事務事業評価(平成29年度実施事業)

No.	部等名称	課等名称	担当名称	中事業名称	評価結果			ページ数
					第1次	第2次	第3次	
1	市民環境部	市民活動支援課	市民生活担当	チャイルドシート助成事業	継続	継続	継続	1 ~ 5
2				行政相談事業	継続	統合	統合	6 ~ 10
3		戸籍住民課	戸籍担当	戸籍事務	継続	改善	改善	11 ~ 15
4		国民健康保険課	国保保健指導担当	後期高齢者健診事業	継続	統合	統合	16 ~ 20
5		環境推進課	ごみ減量担当	ごみ減量化推進事業	継続	改善	改善	21 ~ 25
6				ごみ収集事業	継続	改善	改善	26 ~ 30
7				ごみ処理事業	継続	改善	改善	31 ~ 35
8				ミックスペーパー・その他プラ回収事業	継続	改善	改善	36 ~ 40
9				資源物回収事業	継続	改善	改善	41 ~ 45
10				環境担当	自動車騒音常時監視事業	継続	継続	継続

評価結果	第1次評価	第2次評価	第3次評価
拡充	0	0	0
継続	10	2	2
改善	0	6	6
縮小	0	0	0
統合	0	2	2
廃止	0	0	0
計	10	10	10

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		岩間 もとみ
会計	01 一般会計		所属	市民環境部	市民活動支援課市民生活担当
款	総務費_02	項	総務管理費_01		目 11交通安全対策費
大事業	チャイルドシート助成事業		中事業	チャイルドシート助成事業	
1 事務事業の目的					
チャイルドシート装着率が低い状況に当たり、自動車事故における同乗する児童の被害軽減を図るため、チャイルドシートを貸与し、乳幼児に対する事故防止、安全運転意識の向上を高める。					
2 事務事業の対象					
笛吹市内に住所のある1歳未満の乳幼児の保護者					
3 現在の状態					
出産予定日の1ヶ月前から1歳の誕生日の前日まで乳幼児用チャイルドシートを貸与する。					
4 経緯					
平成12年にチャイルドシートの着用が義務付けられ、着用の推進を図るため、合併前からの継続事業(石和・御坂・八代・境川・春日居で実施)で、平成26年度244台 /平成27年度255台/平成28年度265台/平成29年度256台貸与し、多くの市民に活用されている。					
5 根拠法令					
道路交通法71条の3 「運転者はチャイルドシートを使用しない幼児を乗車させて自動車を運転してはならない。」					
6 ニーズ					
乳幼児の成長に合わせ、チャイルドシートのタイプや大きさも変化するので、購入しても限られた期間しか使用できないケースがある。購入ではなく、一時的なレンタルができれば合理的で経済的にも軽減できる。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
<ul style="list-style-type: none"> ・乳児(1歳くらいまで)の成長段階では、大きな成長の変化は生じないものと見込み、この段階までで経済的な子育て支援の観点、安全確保の面から事業展開をしていく。 ・利用申請者への迅速な受渡しと返却方法の検討 					
8 必要性					
チャイルドシート装着率が低い状況に当たり、自動車事故における同乗する児童の被害軽減を図るため、チャイルドシートを貸与し、乳幼児に対する事故防止、安全運転意識の向上を高めるのに必要性が高い。					

9 昨年度実施した事業内容
■チャイルドシート貸与委託料 タイプ:乳児用シート 貸与期間:1歳の誕生日までを限度とする。 1台につき 6,150円 6,150円×270台=1,660,500円 ※ 貸与に伴う配達、回収、洗浄、消毒については、委託料に含む。
10 事業で得られた成果
出生者数、平成29年度504名に対し利用台数256台と利用者50.8%の高い実績となった。
11 事業の効果
子育て世代の経済的負担が軽減された。また、シートの着用が習慣となり、安全への意識が高まったことにより、貸与品返却後も幼児用シート、児童用シート及びシートベルトの着用の継続につながっていくことが期待される。
12 事業実施期間
継続実施
13 行政が関与する妥当性
子育て支援の推進を重視しながら、市民の安全意識向上をねらいとして取り組む。
14 緊急性
昨年の県内死亡事故の検証では、シートベルト着用による救命率は80%であるため、着用推進を強化するため。
15 類似事業
なし

評価調書

事務事業名	チャイルドシート助成事業
所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	子育て支援の推進という観点から、事業実施は妥当と判断。また、対象者が限られ利用希望者ということから、特定の個人に提供され、選択的なサービスとした。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input checked="" type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	新生児用のベビーシートはチャイルドシートの分類のひとつで、寝かせることが目的とされている。生後10ヶ月までと使用期間が短く、2万円台と高額であり、すぐにチャイルドシートを購入しなくてはならない。個人単位(向け)でレンタルをする業者は県内には無い。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	幼児、児童のチャイルドシートの装着率が低く、今後も市が関与することが望ましい
いつから、いつまで実施しなければならないのか	平成16年から状況を見ての判断まで

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	少子化時代において、子育て世代の経済的負担を軽減する施策が重要視されている。

評価調書

事務事業名	チャイルドシート助成事業
所 属 名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	出産予定日から1歳の誕生日の前日まで、市内在住の保護者に乳幼児用チャイルドシートを貸与。貸与するシートは委託業者所有のもので、配送、回収も含めて委託しているが安価でそこまでやっている業者が他には無い。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	1,857,396	円	貸出した台数	256	台	受益者あたりのコスト	7,255.45	円
			受益者数 (b)			(a/b)		
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	チャイルドシートの貸与、配送、回収も含めているため。							
コスト削減のための方策について記載								
今後、全額補助ではなく助成金としていくことも考えられる。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	1,568,250円		1,629,750円		1,666,650円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.1 人	190,746円	0.1 人	190,746円	0.1 人	190,746円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	190,746円		190,746円		190,746円	
③ 年間経費 (①+②)		1,758,996円		1,820,496円		1,857,396円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		1,758,996円		1,820,496円		1,857,396円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	チャイルドシート助成事業
所 属 名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	平成12年よりチャイルドシートの着用が義務付けられている。チャイルドシートを着用することで交通事故における児童の被害の軽減が図らるが、チャイルドシートの装着率が低いため、引き続き継続しチャイルドシート着用の推進を図っていく必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	自動車事故における幼児の被害軽減を図ることが本事業の目的となっているが、チャイルドシートの使用は、道路交通法に定められた義務であり、運転者はこれを順守しなければならない。このことから、事業の効果に記載のとおり、子育て世代の経済的負担の軽減に繋がっていることから、事業目的を変更し、子育て支援策のひとつとして継続することが必要と考える。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度			担当者名	天野 大地	
会計	01 一般会計		所属	市民環境部	市民活動支援課市民生活担当		
款	総務費_02	項	総務管理費_01		目	13市民生活費	
大事業	行政相談事業		中事業	行政相談事業			
1 事務事業の目的							
市民が普段の生活の中で抱える様々な問題に対して、解決の糸口を与え、明るい市民生活を過ごすことができるよう相談会を開設する。							
2 事務事業の対象							
笛吹市在住者・市内就労者							
3 現在の状態							
無料の総合相談会を福祉総務課と連携し、社会福祉協議会に委託。実施主体は笛吹市。各町ごと年間スケジュールを決めて実施。石和は毎月1回、他町は2ヶ月に1回他。							
4 経緯							
合併当初から心配ごと行政相談として、実施していたが、市民が抱える問題もより専門的かつ複雑的に変化してきた。このことから相談員として弁護士等に依頼し、平成17年度から総合相談事業として継続的に実施している。							
5 根拠法令							
根拠となる法令なし							
6 ニーズ							
<ul style="list-style-type: none"> ・私生活の中で生じた心配ごとを経済的負担の少ない中で、解決していきたい。 ・これまでの相談内容 離婚、相続・遺言、不動産、金銭トラブルなど 							
7 ニーズを踏まえた課題認識							
弁護士等の専門家及び学識経験者などによる包括的なアドバイスの提供を経済的負担も考慮し取り組む。							
8 必要性							
昨今の経済情勢及び時代背景のなか、市民が生活の中で抱える様々な問題に対して、経済的負担を考慮したうえで解決の糸口を与え、明るい市民生活に寄与できるような総合相談会提供の必要性は高い。							

9 昨年度実施した事業内容
<p>【29年度】 相談件数⇒143件 相談開設日数⇒46回 相談員数⇒延べ169名</p> <p>総事業委託料(全体) 3,507,000円 うち福祉総務課扱 2,373,000円 市民活動支援課扱 1,134,000円</p> <p>各町ごと定期的に年間スケジュールを決めて実施。 石和は毎月1回、他町は2ヶ月に1回実施。計46回開催。(相談者負担はなし)</p>
10 事業で得られた成果
<p>平成29年度:143件、28年度:134件と多くの相談があり、市民の相談事業に対するニーズは高く、専門性、複雑かつ多面的な問題について、身近で解決の方法を手助けできている。</p>
11 事業の効果
<p>専門性がある相談員が対応することで、多くの相談があり、解決に向かうものや次の対応につながった案件があった。</p>
12 事業実施期間
<p>継続実施</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>市民に身近な相談場所を提供するという目的のため、市が実施することが妥当である。 市が行わない場合は、相談費用の負担はもとより、ご自身で参考となる情報がないまま相談機関を探索したり、場合によっては糸口が見出せないまま迷走してしまい、不安の続く私生活を送ることとなる。</p>
14 緊急性
<p>なし</p>
15 類似事業
<p>なし</p>

評価調書

事務事業名	行政相談事業
所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	市民のニーズは高く、身近な相談場所として事業実施するのが妥当である。不特定多数が対象となり相談希望者が自ら申し込むことから選択的サービスとした。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input checked="" type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	民間サービスでは、相談員の包括的な支援が受けられないこと、また相談費用の負担の観点から市で補完することが妥当と考える。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	解決の方法を身近で見つけることができる身近な場所を行政が提供する必要がある。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	平成17年度から状況をみての判断まで

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	年々相談内容も複雑化し、相談件数も増えている。

評価調書

事務事業名	行政相談事業
所 属 名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	総合相談として社会福祉協議会へ委託。弁護士費用、司法書士費用分を市民活動支援課で負担。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	1,324,746	円	市民 受益者数 (b)	143	人	受益者あたりのコスト (a/b)	9,263.96	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	弁護士及び司法書士に対する相談料の一般的な相場である。 相談日1日分⇒2時間(30分×4回分)での単価である。							
コスト削減のための方策について記載								
相談内容を検討し、総合相談の回数を精査していく、(平成29年度46回を平成30年度は39回と削減し、人件費を135,000円節減)								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	1,102,000円		1,102,000円		1,134,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.1 人	190,746円	0.1 人	190,746円	0.1 人	190,746円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	190,746円		190,746円		190,746円	
③ 年間経費(①+②)		1,292,746円		1,292,746円		1,324,746円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計(④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額(③-⑧)		1,292,746円		1,292,746円		1,324,746円	
⑩ 受益者負担率(⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	行政相談事業
所 属 名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	市民が抱える様々な問題に対して、行政として解決方法を見つけることが出来るよう、弁護士、行政相談員、人権相談員等による無料相談会を開設し、引き続き実施する必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	本事業は、民間に類似のサービスが存在するものの、身近な場所で弁護士等、専門家に相談できる機会を市民に提供するものであり、事業効果も期待できる。しかし、保健福祉部で実施しているものの中に類似する事業があることから、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう、それぞれの事業目的を再確認した上で、統合を検討する必要があると考える。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input checked="" type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input checked="" type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		四家 佳代子
会計	01 一般会計		所属	市民環境部	戸籍住民課戸籍担当
款	総務費_02	項	戸籍住民基本台帳費_03	目	01戸籍住民基本台帳費
大事業	06戸籍事務		中事業	01戸籍事務	
1 事務事業の目的					
戸籍簿の適正管理及び各種届出等の受付、審査、記載等を行い、日本国民の国籍に関する事項及び出生、死亡、婚姻等の重要な事項を記載することにより身分関係を反映させる。					
2 事務事業の対象					
笛吹市に戸籍がある国民全て					
3 現在の状態					
戸籍事務は、国の法定受託事務(地方自治法第2条関係)として、法や政令に基づき各種届出等の受付、審査、記載作成、除籍を行うとともに、各種戸籍事項証明書の発行等の事務処理を適切に行っている。					
4 経緯					
国からの法定受託事務として市区町村長が戸籍法第1条第2項等の規定に基づき委任されている。					
5 根拠法令					
地方自治法、戸籍法、民法、国籍法、人事訴訟法					
6 ニーズ					
事務事業の対象からのニーズはない。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
特になし。					
8 必要性					
国からの法定受託事務であり、日本国民の身分事項を公証する戸籍を作成するため、必要不可欠な事業である。					

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容=戸籍簿の適正管理及び各種届出等の受付、審査、記載等を行い、日本国民の国籍に関する事項及び出生、死亡、婚姻等の重要な事項を記載することにより身分関係を反映させる。</p> <p>2 歳入= (1)県委託金 7千円(人口動態調査委託金75千円のうち戸籍事務に充当)</p> <p>3 歳出= (1)旅費 1千円(戸籍住民基本台帳事務協議会県外研修) (2)消耗品費 721千円(法令集追録、関係図書、事務用品等) (3)印刷製本費 44千円(手数料内訳書等) (4)通信運搬費 59千円(切手、ハガキ代) (5)委託料 6,700千円(戸籍副本データ管理、戸籍システム、住基連携保守等) (6)使用料 3,758千円(戸籍システムソフトウェア使用料) (7)負担金 27千円(県戸籍住民基本台帳事務協議会負担金)</p>
10 事業で得られた成果
戸籍簿編製等により身分関係を反映できた。
11 事業の効果
ニーズは特にないが、出生から死亡に至るまでの重要な身分事項を記載し、登録、編製するとともに身分関係と日本国籍を公証する。
12 事業実施期間
長期
13 行政が関与する妥当性
国からの法定受託事務であるため必要な事業である。
14 緊急性
特になし
15 類似事業
特になし

評価調書

事務事業名	戸籍事務
所属名	市民環境部 戸籍住民課 戸籍担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	国からの法定受託事務であり、日本国民の身分事項を公証する戸籍を作成するため必要不可欠な事業である。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	国からの法定受託事務として、市区町村長が戸籍法第1条第2項等の規定に基づき委任されている。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	法に基づき行っている法定受託事務であり、他に公示・公証する制度がないため、実施する必要がある事業である。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	長期

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	日本国籍を有する国民のニーズに合致しているため必要な事業である。

評価調書

事務事業名	戸籍事務
所 属 名	市民環境部 戸籍住民課 戸籍担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業ではないが、窓口業務(戸籍届出受付業務)は民間委託できる事務だと考える。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	50,560,280	円	本籍人口 受益者数 (b)	70,495	人	受益者あたりのコスト (a/b)	717.22	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	現状の事務とすると受益者あたりのコストは妥当だと考える。							
コスト削減のための方策について記載								
窓口業務(戸籍届出受付業務)を民間委託した場合、臨時職員で対応した場合の現状とのコスト比較をすることでコスト削減につながると考える。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	14,808,000円		11,371,000円		11,310,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	4.0 人	31,400,224円	5.0 人	39,250,280円	5.0 人	39,250,280円
	再 任 用 職 員	1.0 人	2,411,143円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	33,811,367円		39,250,280円		39,250,280円	
③ 年間経費(①+②)		48,619,367円		50,621,280円		50,560,280円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		7,000円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計(④+⑤+⑦)		0円		0円		7,000円	
⑨ 市の負担額(③-⑧)		48,619,367円		50,621,280円		50,553,280円	
⑩ 受益者負担率(⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	戸籍事務
所 属 名	市民環境部 戸籍住民課 戸籍担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	戸籍は、出生から死亡までの身分事項を記載し、登録、編成すると共に身分関係と日本国籍を公証するものであり、戸籍事務は、国の法定受託事務として法や政令に基づき、各種届出等の受付、審査等、また各種証明書の発行等適切な事務処理を継続実施する必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	戸籍事務については、国からの法定受託事務であるため、事業については、引続き継続して実施していく必要がある。しかしながら、窓口での証明書類の発行など、戸籍事務のうち、委託することができる業務については、事務効率化のため、民間事業者の活用を検討していく必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名	天川 和彦	
会計	01 一般会計		所属	市民環境部	国民健康保険課国保保健指導担当
款	民生費_03	項	社会福祉費_01	目	03高齢者福祉費
大事業	後期高齢者健診事業		中事業	後期高齢者健診事業	
1 事務事業の目的					
後期高齢者の疾病の早期発見と重症化予防を目的とする。					
2 事務事業の対象					
健康診査は、75歳以上の後期高齢者(前期高齢者(65～74歳)で障がいのある者)の市民。 歯科口腔健診は、75歳以上で実施年度に偶数年齢の市民。					
3 現在の状態					
健康診査は、市内7ヶ所で集団方式で実施。 歯科口腔健診は、個別方式で笛吹市歯科医師会加入の歯科医院(26箇所)で実施。					
4 経緯					
医療制度改革の一環として、従来老人保健法で行っていた基本健康診査を基に平成20年度より後期高齢者健康診査へ制度化された。歯科口腔健診は平成26年度より国庫補助対象となった事業であり平成27年度から実施している。					
5 根拠法令					
高齢者の医療の確保に関する法律					
6 ニーズ					
高齢者の医療の確保に関する法律第125条に基づき実施している。 住民⇒後期の人間ドックの助成をして欲しいという要望がある。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
健康診査、歯科口腔健診ともに、受診率が低い状況である。 今後はニーズのある後期高齢者の人間ドック実施についても、検討する必要がある。					
8 必要性					
健康診査は「高齢者の医療に関する法律」に義務付けられており、病気の早期発見による医療費抑制のため。 歯科口腔健診は、高齢者の口腔機能の低下の予防を図り、肺炎等の疾病予防につながり長期的に医療費の抑制が期待できるため。					

9 昨年度実施した事業内容	
1 実施内容	後期高齢者を対象に健康診査(集団方式・がん検診と同時実施)、歯科口腔健診(個別方式)を行った。(H29年度 実績) 健康診査 受診者数: 1,969人(18%) 対象者:9,047人 歯科口腔健診 受診者数: 515人(11%) 対象者:4,624人(偶数年齢)
2 歳入	民生費雑入 6,966千円(後期高齢者健康診査事業費補助金)
3 歳出	印刷製本費 167千円(歯科口腔健診用受診券・通知文・送付用封筒) 手数料 249千円(健診等データ管理システム手数料) 委託料 15,850千円(健康診査 13,619千円、歯科口腔健診 2,231千円) 負担金 509千円(特定健診等システム管理負担金)
10 事業で得られた成果	
医療機関に通院してない後期高齢者に対し、健診等の機会を提供することができた。	
11 事業の効果	
生活習慣病の早期発見及び口腔機能低下、肺炎等の予防を図ることができた。	
12 事業実施期間	
継続事業	
13 行政が関与する妥当性	
健康診査は「高齢者の医療に関する法律」で義務付けられており、健診等の機会を利用して生活習慣病を早期発見し、重症化を予防することが重要であるため。	
14 緊急性	
なし	
15 類似事業	
なし	

評価調書

事務事業名	後期高齢者健診事業
所 属 名	市民環境部 国民健康保険課 国保保健指導担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	75歳以上の後期高齢者(前期高齢者(65~74歳)で障がいのある者)の市民の医療費の抑制の為に必要である。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	高齢者の医療の確保に関する法律により定められている。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	生活習慣病等を早期に発見し、早期治療や予防により高齢者の健康寿命の延伸につながり、長期的に医療費の抑制が期待できる。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	長期

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	高齢者の医療の確保に関する法律第125条に基づき実施しているため必要な事業である。

評価調書

事務事業名	後期高齢者健診事業
所 属 名	市民環境部 国民健康保険課 国保保健指導担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	健診事業のため民間委託等が妥当である。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	24,624,976	円	後期高齢者医療加入者 受益者数 (b)	10,060	人	受益者あたりのコスト (a/b)	2,447.81	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	被保険者に健診の機会を提供できているので、妥当だと考える。							
コスト削減のための方策について記載								
事業のほとんどが健診業務委託料であり、コスト削減は困難								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	17,494,581円		18,312,029円		16,774,920円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	1.0 人	7,850,056円	1.0 人	7,850,056円	1.0 人	7,850,056円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	7,850,056円		7,850,056円		7,850,056円	
③ 年間経費 (①+②)		25,344,637円		26,162,085円		24,624,976円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	6,570,000円		6,898,000円		6,966,000円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		6,570,000円		6,898,000円		6,966,000円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		18,774,637円		19,264,085円		17,658,976円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	25.92%		26.37%		28.29%	

評価調書

事務事業名	後期高齢者健診事業
所 属 名	市民環境部 国民健康保険課 国保保健指導担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	健診を受けることにより、生活習慣病等疾病の早期発見、早期治療や重症化の予防となり、高齢者の健康寿命を延ばすことにつながるため、引き続き継続実施する必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	本事業に類似したものに、保健福祉部で実施している各種健診があることから、事務効率化のため、各種健診事業との統合を進め、コストを削減する必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input checked="" type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input checked="" type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名	石田 利和	
会計	01 一般会計		所属	市民環境部	環境推進課ごみ減量担当
款	衛生費_04	項	清掃費_03		目 01清掃総務費
大事業	03ごみ減量化推進事業		中事業	01ごみ減量化推進事業	
1 事務事業の目的					
環境にやさしい循環型社会の構築とごみ処理経費の削減をするため、ごみの分別化を推進し、可燃ごみを減量化する。					
2 事務事業の対象					
市民・ごみ					
3 現在の状態					
平成29年4月より有料指定ゴミ袋を導入した結果 可燃ごみ H28 =10,990,580kg H29 =9,490,810kg -13.65% ミックスペーパー H28 =435,854kg H29 =519,440kg +19.18% その他プラ H28 =261,926kg H29 =358,020kg +36.69% ごみの分別が進み、可燃ごみの量が削減された。					
4 経緯					
可燃ごみの処理をH28年度までは、甲府市環境センターで行っていたが、H29年度より笛吹市境川町地内の4市共同処理施設施設ではじめた。また、H29年4月より有料指定ゴミ袋を導入し、ごみの減量化と処理費用の削減を目指している。					
5 根拠法令					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
6 ニーズ					
ごみの減量化を促進するため、分別方法が分かりにくいので、各地区環境指導委員を中心に周知徹底する。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
H29年度は、有料指定ゴミ袋導入初年度ということもあり、可燃ごみの減量化が進んだ。H30年度以降も継続して、ごみの分別説明会を実施して、ごみの減量化を進めていく必要がある。					
8 必要性					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条の規定に基づき、ごみ処理は当該市が責任を負っています。また、今後も可燃ごみの処理費用を抑制するため、「笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」のとおり、ごみの分別と資源化の推進を今後も継続していく必要がある。					

9 昨年度実施した事業内容			
1	実施内容＝ごみ減量化を推進するための事業及び補助金の交付を行った。		
2	歳入＝		
	(1)清掃手数料 36,273千円(有料指定ごみ袋手数料)		
3	歳出＝		
	(1)消耗品費 913千円(ごみ減量啓発用品)		
	(2)印刷製本費 508千円(ごみ分別カレンダー)		
	(3)委託料 32,792千円(ごみ袋作成、販売業務)		
	(4)使用料 1,426千円(ごみ袋保管庫使用料)		
	(5)負担金 634千円(家庭用生ごみ処理機等購入補助)		
10 事業で得られた成果			
次のとおり、ごみの減量化及び資源化が図られた。			
可燃ごみ増減量。	前年比	−13.65%	ミックスペーパー 前年比
19.18%	その他プラスチック	前年比	36.69%
11 事業の効果			
ごみ袋を有料化したことにより、分別が促進され、ごみの減量化・資源化に繋がり、可燃ごみが減った。			
12 事業実施期間			
永年			
13 行政が関与する妥当性			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第4条の規定に基づき、ごみ処理は当該市が責任を負って実施するのは、義務である。			
14 緊急性			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第4条の規定に基づき、生活ごみは毎日排出されており、処理等は、滞ることはできない。ごみの減量化を進めていく。			
15 類似事業			
なし			

評価調書

事務事業名	ごみ減量化推進事業
所属名	市民環境部環境推進課ごみ減量担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条の規定に基づき、ごみ処理は当該市が責任を負っています。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業		
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業		
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業		
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業		
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業		
評価の根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条の規定に基づき、ごみ処理は当該市が責任を負っています。[笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例]のとおり、ごみの分別と資源化の推進を今後も継続していく。		
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ	
拡充の理由			

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	日常生活を行っていく上で、ごみは必ず発生するものであり、その処理を行う必要と責任がある。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	永年

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	H29年度は、有料指定ゴミ袋導入初年度ということもあり、可燃ごみの減量化が進んだが、H30年度以降も継続して、ごみの減量化を進めていく必要がある。

評価調書

事務事業名	ごみ減量化推進事業
所 属 名	市民環境部環境推進課ごみ減量担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	「笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」のとおり、ごみの分別と資源化の推進を今後も続けていく。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	42,413,022	円	市民 受益者数 (b)	69,861	人	受益者あたりのコスト (a/b)	607.11	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	H29年度より有料指定ごみ袋を導入し、その製造、保管等のコストが支出の主なものとなる。							
コスト削減のための方策について記載								
製造、保管、販売の一元化管理ができればコスト削減が可能と思われる。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	1,991,000円		37,883,000円		39,273,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.4 人	3,140,022円	0.4 人	3,140,022円	0.4 人	3,140,022円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	3,140,022円		3,140,022円		3,140,022円	
③ 年間経費 (①+②)		5,131,022円		41,023,022円		42,413,022円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		19,848,000円		36,273,000円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		19,848,000円		36,273,000円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		5,131,022円		21,175,022円		6,140,022円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		48.38%		85.52%	

評価調書

事務事業名	ごみ減量化推進事業
所 属 名	市民環境部環境推進課ごみ減量担当

3 部長等による第1次評価

総合評価		評価の根拠	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条」の規定に基づき、ごみ処理は地方公共団体の責務となっており、「笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」のとおり、ごみの分別と資源化の推進を今後も実施する必要があると考える。
<input type="radio"/>	拡充		
<input checked="" type="radio"/>	継続		
<input type="radio"/>	改善		
<input type="radio"/>	縮小		
<input type="radio"/>	統合		
<input type="radio"/>	廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価		評価の根拠	有料指定ごみ袋の導入効果が数字に表れている。引続き分別方法について、丁寧に説明していくことで、事業効果が持続するよう努める必要がある。 有料指定ごみ袋の販売委託について、委託料が高額なことから、委託単価、契約内容を見直す必要がある。
<input type="radio"/>	拡充		
<input type="radio"/>	継続		
<input checked="" type="radio"/>	改善		
<input type="radio"/>	縮小		
<input type="radio"/>	統合		
<input type="radio"/>	廃止		

5 第3次評価

総合評価		評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/>	拡充		
<input type="radio"/>	継続		
<input checked="" type="radio"/>	改善		
<input type="radio"/>	縮小		
<input type="radio"/>	統合		
<input type="radio"/>	廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		石田 利和
会計	01 一般会計		所属	市民環境部	環境推進課ごみ減量担当
款	衛生費_04	項	清掃費_03		目 02塵芥処理費
大事業	01ごみ収集事業		中事業	01ごみ収集事業	
1 事務事業の目的					
排出されたごみを適正に処理するため、安全、安心、確実かつ迅速に収集運搬を行う。また、収集体系の効率化を目指す。					
2 事務事業の対象					
市民					
3 現在の状態					
平成29年度より笛吹市境川町地内の4市共同処理施設施設にごみの搬入を行っている。					
4 経緯					
可燃ごみの処理をH28年度までは、甲府市環境センターで行っていたが、H29年度より笛吹市境川町地内の4市共同処理施設施設ではじめた。また、H29年4月より有料指定ゴミ袋を導入し、ごみの減量化と処理費用の削減を目指している。					
5 根拠法令					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
6 ニーズ					
日常生活を行っていく上で、ごみは必ず発生するものであり、その処理を行う必要と責任がある。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
収集漏れがないように、決められた時間・場所に収集する。H29年度は、有料指定ゴミ袋導入初年度ということもあり、可燃ごみの減量化が進んだが、H30年度以降も継続して、ごみの減量化を進めていく必要がある。					
8 必要性					
廃掃の処理及び清掃に関する法第4条の規定に基づき、ごみ処理は当該市が責任を負っています。また、「笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」のとおり、ごみの分別と資源化の推進を今後も継続していく。					

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容＝生活系廃棄物収集運搬事業</p> <p>2 歳入＝ (1)収集運搬業許可・変更申請手数料 113千円</p> <p>3 歳出＝ (1)委託料 232,213千円 内訳 ・生活系可燃ごみ収集運搬 114,700千円 ・粗大ごみ収集運搬 31,502千円 ・有害ごみ収集運搬 1,587千円 ・ミックス、その他プラ収集運搬 30,374千円 ・資源物収集運搬 43,781千円 ・死亡犬、猫収集運搬 2,226千円 ・有料ごみ収集運搬 648千円 ・小型家電収集運搬 7,395千円</p>
10 事業で得られた成果
<p>ごみの分別、減量化が推進された。可燃ごみ 9,490,810kg ミックスペーパー 519,440kg その他プラスチック 358,020kg。</p>
11 事業の効果
<p>収集に関する大きなトラブルや事故もなく、安全に収集できた。また、有料指定ごみ袋やごみ分別啓発用品を用いて、ごみの排出量を減らし、ごみ処理費の軽減と循環型社会の構築を目指す。</p>
12 事業実施期間
<p>永年</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条の規定に基づき、ごみ処理は市が実施する義務を負っています。「笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」のとおり、ごみの分別と資源化の推進を今後も続けていく。</p>
14 緊急性
<p>生活ごみは毎日排出されており、処理等が滞ることはできない。あわせて、ごみの減量化を進めていく。</p>
15 類似事業
<p>なし</p>

評価調書

事務事業名	ごみ収集事業
所 属 名	市民環境部環境推進課ごみ減量担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条の規定に基づき、ごみ処理は当該市が責任を負っています。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業		
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業		
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業		
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業		
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業		
評価の根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条の規定に基づき、ごみ処理は当該市が責任を負っています。また、「笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」のとおり、ごみの分別と資源化の推進を今後も継続していく。		
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ	
拡充の理由			

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	日常生活を行っていく上で、ごみは必ず発生するものであり、その処理を行う必要と責任がある。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	永年

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	H29年度は、有料指定ゴミ袋導入初年度ということもあり、可燃ごみの減量化が進んだが、H30年度以降も継続して、ごみの減量化を進めていく必要がある。

評価調書

事務事業名	ごみ収集事業
所 属 名	市民環境部環境推進課ごみ減量担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	「笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」のとおり、ごみの分別と資源化の推進を今後も続けていく。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	235,353,022	円	市民 受益者数 (b)	69,861	人	受益者あたりのコスト (a/b)	3,368.88	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	可燃ごみ収集運搬がコストの約50%を占めている。							
コスト削減のための方策について記載								
可燃ごみ量を削減することにより、コストを減らすことが可能であると思われる。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	212,343,000円		217,889,000円		232,213,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.4 人	3,140,022円	0.4 人	3,140,022円	0.4 人	3,140,022円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	3,140,022円		3,140,022円		3,140,022円	
③ 年間経費 (①+②)		215,483,022円		221,029,022円		235,353,022円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	219,000円		17,334,000円		113,000円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		219,000円		17,334,000円		113,000円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		215,264,022円		203,695,022円		235,240,022円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.10%		7.84%		0.05%	

評価調書

事務事業名	ごみ収集事業
所 属 名	市民環境部環境推進課ごみ減量担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統合 <input type="radio"/> 廃止	評価の根拠 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条」の規定に基づき、ごみ処理は地方公共団体の責務となっており、「笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」のとおり、ごみの分別と資源化の推進を今後も実施する必要があると考える。
<input type="radio"/>		
<input checked="" type="radio"/>		
<input type="radio"/>		
<input type="radio"/>		
<input type="radio"/>		
<input type="radio"/>		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 継続 <input checked="" type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統合 <input type="radio"/> 廃止	評価の根拠 排出されたごみを収集運搬するために、必要な事業である。生活ごみ収集運搬業務の委託について、仕様書に「可燃ごみは排出量の増減にかかわらず前年度の実績に基づき定額とする。」と記載されている。適正な事務事業執行の観点から、単価等契約内容を見直す必要がある。
<input type="radio"/>		
<input type="radio"/>		
<input checked="" type="radio"/>		
<input type="radio"/>		
<input type="radio"/>		
<input type="radio"/>		

5 第3次評価

総合評価	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 継続 <input checked="" type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統合 <input type="radio"/> 廃止	評価の根拠 上記のとおり
<input type="radio"/>		
<input type="radio"/>		
<input checked="" type="radio"/>		
<input type="radio"/>		
<input type="radio"/>		
<input type="radio"/>		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		石田 利和
会計	01 一般会計		所属	市民環境部	環境推進課ごみ減量担当
款	衛生費_04	項	清掃費_03		目 02塵芥処理費
大事業	02ごみ処理事業		中事業	01ごみ処理事業	
1 事務事業の目的					
環境にやさしい循環型社会を推進するため、リサイクル可能なごみの資源化を行う。また、ごみの効率的な処理や体系の見直しにより、経費削減等を目指す。					
2 事務事業の対象					
市民及び収集された資源ごみ					
3 現在の状態					
平成29年度より笛吹市境川町地内の4市共同処理施設施設にごみの搬入を行っている。					
4 経緯					
可燃ごみの処理をH28年度までは、甲府市環境センターで行っていたが、H29年度より笛吹市境川町地内の4市共同処理施設施設ではじめた。また、H29年4月より有料指定ゴミ袋を導入し、ごみの減量化と処理費用の削減を目指している。					
5 根拠法令					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
6 ニーズ					
可燃ごみと資源ごみを適正に処理する。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
ごみの分別を推進しなかった場合、すべてのごみが可燃ごみとなるため、環境への影響及びごみ処理費用の大幅な増加が懸念される。H29年度は、有料指定ゴミ袋導入初年度ということもあり、可燃ごみの減量化が進んだが、H30年度以降も継続して、ごみの減量化を進めていく必要がある。					
8 必要性					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条の規定に基づき、ごみ処理は当該市が責任を負っています。また、「笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」のとおり、ごみの分別と資源化の推進を今後も継続していく。					

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容＝事業系、生活系一般廃棄物の処理事業</p> <p>2 歳入＝ (1)清掃手数料 45,913千円(有料指定ごみ袋手数料)</p> <p>3 歳出＝ (1)旅費 8千円(出張費)</p> <p>(2)委託料 78,784千円(可燃ごみ処理委託、旧石和町分ごみ処理委託、 可燃性粗大ごみ処理委託、不燃性粗大ごみ委託、 木材粗大ごみ処理委託、粗大ごみ焼却灰処理委託)</p> <p>(3)負担金 45,030千円(甲府峡東ごみ処理組合負担金他3件)</p>
10 事業で得られた成果
<p>ごみの分別、減量化が推進された。可燃ごみ 9,490,810kg ミックスペーパー 519,440kg その他プラスチック 358,020kg。</p>
11 事業の効果
<p>平成29年度リサイクル率が上がった。有料指定ごみ袋やごみ分別啓発用品を用いて、ごみの排出量を減らし、ごみ処理費の軽減と循環型社会の構築を目指す。</p>
12 事業実施期間
<p>永年</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条の規定に基づき、ごみ処理は当該市が責任を負っています。「笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」のとおり、ごみの分別と資源化の推進を今後も続けていく。</p>
14 緊急性
<p>生活ごみは毎日排出されており、処理等が滞ることはできない。あわせてごみの減量化を進めていく。</p>
15 類似事業
<p>なし</p>

評価調書

事務事業名	ごみ処理事業
所 属 名	市民環境部環境推進課ごみ減量担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条の規定に基づき、ごみ処理は当該市が責任を負っています。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業		
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業		
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業		
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業		
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業		
評価の根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条の規定に基づき、ごみ処理は当該市が責任を負っています。また、「笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」のとおり、ごみの分別と資源化の推進を今後も継続していく。		
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ	
拡充の理由			

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	日常生活を行っていく上で、ごみは必ず発生するものであり、その処理を行う必要と責任がある。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	永年

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	H29年度は、有料指定ゴミ袋導入初年度ということもあり、可燃ごみの減量化が進んだが、H30年度以降も継続して、ごみの減量化を進めていく必要がある。

評価調書

事務事業名	ごみ処理事業
所 属 名	市民環境部環境推進課ごみ減量担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	「笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」のとおり、ごみの分別と資源化の推進を今後も続けていく。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	126,962,022	円	市民 受益者数 (b)	69,861	人	受益者あたりのコスト (a/b)	1,817.35	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	可燃ごみの処理費用がコストの約50%を占めている。							
コスト削減のための方策について記載								
可燃ごみ量を削減することにより、コストを減らすことが可能であると思われる。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	365,147,000円		294,366,000円		123,822,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.4 人	3,140,022円	0.4 人	3,140,022円	0.4 人	3,140,022円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	3,140,022円		3,140,022円		3,140,022円	
③ 年間経費 (①+②)		368,287,022円		297,506,022円		126,962,022円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	40,253,000円		35,690,000円		45,926,000円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		40,253,000円		35,690,000円		45,926,000円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		328,034,022円		261,816,022円		81,036,022円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	10.93%		12.00%		36.17%	

評価調書

事務事業名	ごみ処理事業
所 属 名	市民環境部環境推進課ごみ減量担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条」の規定に基づき、ごみ処理は地方公共団体の責務となっており、「笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」のとおり、ごみの分別と資源化の推進を今後も実施する必要があると考える。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	収集したごみを処理するため、必要な事業である。ごみ処理経費を抑えるためにも、引続き可燃ごみの減量化に取り組むことが求められる。一般廃棄物の焼却灰について、現在、他県の施設で処理を行っているが、今後は、県が現在建設中の最終処分場へ持ち込むことにより、経費を削減することが可能と考えられるため、業務委託について見直す必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		石田 利和
会計	01 一般会計		所属	市民環境部	環境推進課ごみ減量担当
款	衛生費_04	項	清掃費_03		目 02塵芥処理費
大事業	04ミックスペーパー・その他プラ回収事業		中事業	01ミックスペーパー・その他プラ回収事業	
1 事務事業の目的					
環境にやさしい循環型社会を推進するために、資源物の回収量を増やし、リサイクル可能なごみを資源化することでごみを資源化を行う。					
2 事務事業の対象					
市民及び収集されたリサイクルごみ					
3 現在の状態					
平成29年4月より有料指定ゴミ袋を導入した結果					
可燃ごみ H28 =10,990,580kg H29 =9,490,810kg -13.65%					
ミックスペーパー H28 =435,854kg H29 =519,440kg +19.18%					
その他プラ H28 =261,926kg H29 =358,020kg +36.69%					
ごみの分別が進み、ミックスペーパー・その他プラ量が増加した。					
4 経緯					
笛吹市は合併時より、ごみ減量化53%運動に取り組んできました。H29年4月には有料指定ごみ袋を導入し、分別の更なる推進に努めている。					
5 根拠法令					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
6 ニーズ					
可燃ごみとリサイクルごみを適正に分別する。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
ごみの分別を推進しなかった場合、すべてが可燃ごみとなることが予想され、環境等への影響が懸念される。					
8 必要性					
「笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」に基づき、本事業は継続されています。実施しない場合、市民生活への影響は大きく、ごみは分けずにすべて可燃ごみとなることが予想され、環境等への影響が懸念されます。					

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容＝ミックス紙やプラを資源ごみとして有効に回収することにより、可燃ごみの排出を減らす。</p> <p>2 歳出＝ (1)委託料 9,754千円(ミックス紙、プラ処理及び保管業務)</p>
10 事業で得られた成果
<p>可燃ごみ9,490,810kg。ミックスペーパー519,440kg。その他プラスチック358,020kg。市内全部の行政区で分別収集を行い、奨励金を交付した。ごみの分別が進み、ミックスペーパー・その他プラの処理量が増え、環境にやさしい循環型社会の構築を推進する。</p>
11 事業の効果
<p>ごみを分別しリサイクルすることにより、可燃ごみの減量化、環境にやさしい循環型社会の構築につながる。リサイクル率も上昇した。</p>
12 事業実施期間
<p>永年</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、搬出元である当該市が責任を負っている。</p>
14 緊急性
<p>ミックスペーパー・その他プラ回収事業は、笛吹市が継続して進めてきた事業であり、今後も継続していく。</p>
15 類似事業
<p>なし</p>

評価調書

事務事業名	ミックスペーパー・その他プラ回収事業
所属名	市民環境部環境推進課ごみ減量担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条の規定に基づき、搬出元である当該市が責任を負っている。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条の規定に基づき、搬出元である当該市が責任を負っている。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	日常生活を行っていく上で、ごみは必ず発生するものであり、ごみの分別を行うことにより環境にやさしい循環型社会を形成していく。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	永年

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	ごみの分別を推進しなかった場合、すべてが可燃ごみとなることが予想され、環境等への影響が懸念される。

評価調書

事務事業名	ミックスペーパー・その他プラ回収事業
所 属 名	市民環境部環境推進課ごみ減量担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	「笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」のとおり、ごみの分別と資源化の推進を今後も続けていく。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	12,894,022	円	市民 受益者数 (b)	69,861	人	受益者あたりのコスト (a/b)	184.57	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	ミックスペーパー・その他プラを資源物として回収することにより、可燃ごみの処理コストを減らす。							
コスト削減のための方策について記載								
なし								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	11,967,000円		12,015,000円		9,754,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.4 人	3,140,022円	0.4 人	3,140,022円	0.4 人	3,140,022円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	3,140,022円		3,140,022円		3,140,022円	
③ 年間経費 (①+②)		15,107,022円		15,155,022円		12,894,022円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		15,107,022円		15,155,022円		12,894,022円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	ミックスペーパー・その他プラ回収事業
所 属 名	市民環境部環境推進課ごみ減量担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条」の規定に基づき、ごみ処理は地方公共団体の責務となっており、「笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」のとおり、ごみの分別と資源化の推進を今後も実施する必要があると考える。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	可燃ごみの減量化を進めるためにも、必要な事業である。委託業者について、市内に1社しかいないことから随意契約としているが、他の業者の単価を確認するなど、妥当性を精査する必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		石田利和
会計	01 一般会計		所属	市民環境部	環境推進課ごみ減量担当
款	衛生費_04	項	清掃費_03		目 02塵芥処理費
大事業	03資源物回収事業		中事業	01資源物回収事業	
1 事務事業の目的					
資源物の回収量を増やし、リサイクルを促進するために、回収量に応じた奨励金を全行政区へ交付する。可能なごみを資源として分別することで、ごみ処理費等の軽減、環境にやさしい循環型社会を目指す。					
2 事務事業の対象					
行政区					
3 現在の状態					
資源物回収量 平成28年度 2,554,725kg 平成29年度 2,484,070kg 回収量は年々少しずつではあるが減少傾向となっている。					
4 経緯					
笛吹市は合併時より、ごみ減量53%運動に取り組んできました。H29年4月には有料指定ごみ袋の導入を行い、分別の更なる推進に努めてきました。資源物回収量に応じて、奨励金として地区へ還元し、環境施策全般に活用していただいています。					
5 根拠法令					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
6 ニーズ					
各地区へ交付している資源物奨励金の金額を上げてほしいニーズがあったため、1kg6円から7円に値上げした。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
ごみの分別を推進しなかった場合、粗大ごみ・可燃ごみとして処理されることが予想され、環境等への影響が懸念される。					
8 必要性					
「笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」に基づき、本事業は継続されています。実施しない場合、市民生活への影響は大きく、ごみは分けずにすべて粗大ごみ・可燃ごみとなることが予想され、環境等への影響が懸念されます。					

9 昨年度実施した事業内容
1 実施内容＝資源物の回収量に応じた奨励金を地区に交付し、リサイクルを促進する。
2 歳入＝ (1)資源物販売代金 20,461千円 (2)容器包装リサイクル拠出金 552千円 (3)有料指定ごみ袋手数料 7,711千円
3 歳出＝ (1)報償費 25,641千円(資源物回収奨励金) (2)需用費 69千円(消耗品) (3)委託料 3,014千円(資源物処理料他)
10 事業で得られた成果
全行政区へ資源物奨励金を交付した。ごみの分別収集が各地区において実施されており、リサイクル等の促進が図られ、環境にやさしい循環型社会の構築を推進する。
11 事業の効果
ごみを捨てないで分別し、リサイクルすることは、可燃ごみの減量化、環境にやさしい循環型社会の構築につながる。
12 事業実施期間
永年
13 行政が関与する妥当性
一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第4条の規定に基づき、搬出元である当該市が責任を負っている。
14 緊急性
資源物回収事業は、笛吹市が継続して進めてきた事業であり、今後も継続していく。
15 類似事業
なし

評価調書

事務事業名	資源物回収事業
所属名	市民環境部環境推進課ごみ減量担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	リサイクル可能なごみを資源として分別することで、ごみ処理費等の軽減、環境にやさしい循環型社会を目指す。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条の規定に基づき、搬出元である当該市が責任を負っている。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	日常生活を行っていく上で、ごみは必ず発生するものであり、ごみの分別を行うことにより環境にやさしい循環型社会を形成していく。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	永年

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	ごみの分別を推進しなかった場合、すべてが可燃ごみとなることが予想され、環境等への影響が懸念される。

評価調書

事務事業名	資源物回収事業
所 属 名	市民環境部環境推進課ごみ減量担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	「笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」のとおり、ごみの分別と資源化の推進を今後も続けていく。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	31,864,022	円	市民 受益者数 (b)	69,861	人	受益者あたりのコスト (a/b)	456.11	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	資源物を各地区において回収し、量に応じて奨励金を交付している。							
コスト削減のための方策について記載								
なし								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	30,201,000円		27,658,000円		28,724,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.4 人	3,140,022円	0.4 人	3,140,022円	0.4 人	3,140,022円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	3,140,022円		3,140,022円		3,140,022円	
③ 年間経費 (①+②)		33,341,022円		30,798,022円		31,864,022円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	20,293,000円		19,656,000円		28,724,000円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		20,293,000円		19,656,000円		28,724,000円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		13,048,022円		11,142,022円		3,140,022円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	60.86%		63.82%		90.15%	

評価調書

事務事業名	資源物回収事業
所 属 名	市民環境部環境推進課ごみ減量担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価 の 根 拠	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条」の規定に基づき、ごみ処理は地方公共団体の責務となっており、「笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」のとおり、ごみの分別と資源化の推進を今後も実施する必要があると考える。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価 の 根 拠	可燃ごみの減量化を進めるためにも、必要な事業である。 委託業者について、市内に1社しかいないことから随意契約としているが、他の業者の単価を確認するなど、妥当性を精査する必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価 の 根 拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名	雨宮守
会計	01 一般会計		所属	市民環境部 環境推進課環境担当
款	衛生費_04	項	環境対策費_04	目 03衛生事業費
大事業	01衛生対策事業		中事業	04自動車騒音常時監視事業
1 事務事業の目的				
騒音規制法第18条の規定に基づき、笛吹市内の幹線道路における自動車騒音の状況の常時監視を行わなければならない。				
2 事務事業の対象				
市民及び評価対象路線の環境基準の達成状況				
3 現在の状態				
市内主要幹線道路53箇所の騒音常時監視を5年間で行っている。				
4 経緯				
平成24年度より法定受託事務として県から委譲されたため、市において53箇所の路線の騒音や交通量等の測定と、面的評価を行い、結果を毎年県を通じて環境省へ報告している。				
5 根拠法令				
騒音規制法第18条(昭和43年法律第98号)				
6 ニーズ				
市内主要幹線道路に面した地域の騒音に関する環境基準を把握し、騒音対策に役立てることが求められている。				
7 ニーズを踏まえた課題認識				
5年間で53箇所を監視する計画となっているため、急激な騒音環境の変化に対応が困難な可能性が想定される。				
8 必要性				
騒音規制法第18条の規定に基づき、市内主要幹線道路に面した地域の騒音に係る環境基準を把握し、沿道騒音対策として対応し、路線騒音や交通量の測定、面的評価を行い結果を環境省に報告することとなっている。				

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容＝ 実施計画に基づき、市内主要幹線道路10路線の自動車騒音常時監視業務を行った。</p> <p>2 歳入＝ (1)一般財源 1,610千円</p> <p>3 歳出＝ (1)委託料 1,610千円(自動車騒音常時監視業務委託)</p>
10 事業で得られた成果
<p>実施計画に基づき、市内主要幹線道路10路線の自動車騒音常時監視業務を行い、評価対象路線の環境基準の達成状況を把握し、県を通じて環境省へ報告することができた。</p>
11 事業の効果
<p>自動車騒音の監視結果を、自動車騒音公害防止の基礎資料として沿道騒音の施策に役立てるため、県を通じて環境省に報告をする。</p>
12 事業実施期間
<p>毎年度実施（※実施計画を作成し、5年ごとに見直す。）</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>騒音規制法第18条の規定により、市の区域に係る自動車騒音の状況については、市長が常時監視しなければならないことになっている。</p>
14 緊急性
<p>なし</p>
15 類似事業
<p>なし</p>

評価調書

事務事業名	自動車騒音常時監視事業
所属名	市民環境部環境推進課環境担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	騒音規制法第18条の規定に基づき、笛吹市内の幹線道路における自動車騒音の状況の常時監視を行う。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業		
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業		
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業		
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業		
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業		
評価の根拠	騒音規制法第18条の規定に基づき、笛吹市内の幹線道路における自動車騒音の状況の常時監視を行う。		
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ	
拡充の理由			

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	騒音規制法第18条に、「都道府県知事(市の区域に係る自動車騒音の状況については、市長。)は自動車騒音の状況を常時監視しなければならない。」と規定されており、市が実施する義務がある。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	永年

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	騒音規制法第18条に、「都道府県知事(市の区域に係る自動車騒音の状況については、市長。)は自動車騒音の状況を常時監視しなければならない。」と規定されており、市が実施する義務がある。

評価調書

事務事業名	自動車騒音常時監視事業
所 属 名	市民環境部環境推進課環境担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	平成24年度より法定受託事務として県から事務委譲されたため、市において業務を行うこととなっており、民間に委託することが効率的な業務については、委託して実施している。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	3,180,011	円	市民 受益者数 (b)	69,861	人	受益者あたりのコスト (a/b)	45.52	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	業者選定については、一般競争入札を実施している。							
コスト削減のための方策について記載								
特になし								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	1,933,000円		1,566,000円		1,610,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.2 人	1,570,011円	0.2 人	1,570,011円	0.2 人	1,570,011円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	1,570,011円		1,570,011円		1,570,011円	
③ 年間経費 (①+②)		3,503,011円		3,136,011円		3,180,011円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		3,503,011円		3,136,011円		3,180,011円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	自動車騒音常時監視事業
所 属 名	市民環境部環境推進課環境担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	「騒音規制法18条の規定に基づき、笛吹市の幹線道路における自動車騒音の状況を常時監視しなければならないため、引き続きこの事業を実施する必要があると考える。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	第1次評価のとおり、継続して実施する。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		